

静岡県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年5月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙事務取扱規程（平成12年静岡県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病院等の指定) 第10条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定により県の委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「施設」という。）の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	(病院等の指定) 第10条 令第55条第2項及び第4項第2号の規定により県の委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「施設」という。）の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) その他県の委員会が適正な管理執行が確保できると認める施設</u>
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。